

議案第35号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

飯能市長 新井重治

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

飯能市長 新井重治

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

ア～エ 省略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

2 省略

ア～エ 省略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

2 省略

二の次に一条を加える改正規定、第五十四条の六十の改正規定、第五十六条の十一の次に一条を加える改正規定、第五十六条の十二及び第五十六条の七十六から第五十六条の八十五までの改正規定、第五十六条の八十九の十一の次に一条を加える改正規定、第五十六条の九十の改正規定、第五十六条の九十二の二の次に一条を加える改正規定並びに第五十六条の九十三及び第五十七条の五第一項の改正規定並びに附則第十八条第一項の改正規定及び附則第十八条の六の改正規定(同条第十五項第四号及び第八号並びに第三十一項第五号及び第十一号に係る部分を除く)並びに附則第十八条の規定 令和六年一月一日

三 第三十六条の三第八項及び第五十一条の十五の十の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 令和六年四月一日

四 第八条の二の二、第八条の二の三、第八条の四、第四十八条の九の七の二、第四十八条の九の七の三及び第四十八条の十八の改正規定 令和七年一月一日

五 第十五条の改正規定 土地改良法の一部を改正する法律(令和四年法律第九号) 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

六 附則第十条の二の二第二項及び第八項の改正規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

七 第五十四条の四十五第四項第二号イの改正規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)の施行の日

八 附則第六条の十六第四項及び第十條の三第一項の改正規定 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の施行の日

九 附則第十一条に五項を加える改正規定(第五十項及び第五十一項に係る部分に限る)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第三十六条の十一及び第四十九条の十六の改正規定 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号) 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日

(事業税に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号、以下この項において「所得税法等改正法」という。)附則第四十九条に規定する法人(当該法人が通算法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。)である場合には、他の通算法人を除く。この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に開始した事業年度において生じた租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百六十四号)附則第四条第四項の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第二十条第一項の規定により同号に規定する欠損金額とみなされたものをさす。以下「地方税法第七十二条の二十三第一項の規定によりその例によることとされる所得税法等改正法附則第四十九条の規定の適用がある場合における同項の規定による法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、なお従前の例による。

2 この政令による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)第二十二條(第八号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新令第三十六条の三第八項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令附則第七条第十五項(第一号に係る部分に限る。)、第十六項、第十八項及び第二十一項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第四条 次項に定めるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和四年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十二条第一項第十二号の規定は、施行日以後に新築される同条第十二項に規定するサード付高層者向け貸家住宅に対して課すべき令和五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日以前に新築されたこの政令による改正前の地方税法施行令附則第十二条第二項に規定するサード付高層者向け貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第五条 新令第五十六条の八十八の二第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置)

第六条 令和五年度及び令和六年度における予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十二」とあるのは、「十三分の九」とする。

2 令和七年度及び令和八年度における予算決算及び会計令附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十二」とあるのは、「十五分の十一」とする。

3 令和九年度における予算決算及び会計令附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十二」とあるのは、「九分の七」とする。

4 令和五年度及び令和六年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「十三分の四」とする。

5 令和七年度及び令和八年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「十五分の四」とする。

6 令和九年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成十三年政令第四百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第六十六条の十一の五第一項」を「第六十六条の十一の四第一項」に改める。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第五百四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の表法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の項中「第七十八條の二第一項第一号」を「第七十八條の二第一項第二号」に、「第七十八條の二第二項第一号」を「第七十八條の二第二項第二号」に、「第七十八條の二第二項第一号」を「第七十八條の二第二項第二号」に改める。

改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十八条の三第二号本」を「第四十八条の三第一項第二号本」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項を第三十二項とし、第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第十七項から第三十三項まで」を「第十八項から第三十五項まで」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第十七項から第三十三項まで」を「第十八項から第三十五項まで」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第十七項から第三十三項まで」を「第十八項から第三十五項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項第三号中「第十八項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第二十八項第二号」を「第三十項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三十七條の十三の第三十項」を「第三十七條の十三の第三十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項第一号中「第三十七條の十三の第三十項」を「第三十七條の十三の第三十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第六号中「たより」を「たより」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 法附則第三十五條の三第十一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 特定株式会社設立特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が当該特定株式会社を発起人であること。
- 二 当該市町村民税の所得割の納税義務者が次に掲げる者に該当しないこと。
 - イ 当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）
 - ロ 特定事業主であつた者の親族
 - ハ 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ニ 特定事業主であつた者の使用人
 - ホ ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの

ハ 八からホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

附則第十八条の六第十六項の表法第三十二條第三項の項中「第二十五條の十二の第二十三項第一号」を「第二十五條の十二の第三十三項第一号」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項第四号及び第八号中「第七條の九第九項第二号本」を「第七條の九第九項第二号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第三号中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十七條の十三の第二十二項」を「第三十七條の十三の第三十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「第三十七條の十三の第二十一項各号」を「第三十七條の十三の第三十項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第三十五條の三第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 租税特別措置法第三十七條の十三の二第一項に規定する株式会社（以下この項及び第十九項において「特定株式会社」という。）の同条第一項に規定する設立特定株式（次号イ及び第十九項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が当該特定株式会社の発起人であること。

二 当該道府県民税の所得割の納税義務者が次に掲げる者に該当しないこと。

- イ 当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）
 - ロ 特定事業主であつた者の親族
 - ハ 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ニ 特定事業主であつた者の使用人
 - ホ ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの
- ハ 八からホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 附則第十八条の七第三項の表法第七條の九第九項の項中「第七條の九第九項第二号本」を「第七條の九第九項第二号」に改め、同条第六項の表法第四十八條の三第二号本の項中「第四十八條の三第二号本」を「第四十八條の三第一項第二号本」に改める。
- 附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七條の九第九項第二号本」を「第七條の九第九項第二号」に改め、同条第十五項第五号中「第四十八條の三第二号本」を「第四十八條の三第一項第二号本」に改める。

附則第二十四條第三項及び第九項中「第七條の十三の四」を「第七條の十三の四第一項」に改める。

附則第二十六條第一項中「第七條の九」を「第七條の九第一項」に改め、同条第一号を「同項第一号」に改め、同条第二項中「第七條の九」を「第七條の九第一項」に改め、同条第五項中「第四十八條の三」を「第四十八條の三第一項」に改め、同条第六項中「第四十八條の三」を「第四十八條の三第一項」に改め、同条第七項中「附則第四條第十四項及び第四條の第二十三項」を「附則第四條第十五項及び第四條の第二十四項」に改める。

附則第二十七條第二項中「第七條の九」を「第七條の九第一項」に改め、同条第一号を「同項第一号」に改め、同条第三項中「第七條の九」を「第七條の九第一項」に改め、同条第七項中「第四十八條の三」を「第四十八條の三第一項」に改め、同条第一号を「同項第一号」に改め、同条第八項中「第四十八條の三」を「第四十八條の三第一項」に改め、同条第九項中「附則第四條第十四項及び第四條の第二十三項」を「附則第四條第十五項及び第四條の第二十四項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十五條の六第一号の改正規定、令和五年五月一日

二 目次の改正規定、第六條の七を削り、第六條の八を第六條の七とし、第六條の九を第六條の八とし、同条の次に一條を加える改正規定、第六條の二十一の二の改正規定、第九條の十一の次に一條を加える改正規定、第九條の十二の改正規定、第九條の十六の次に一條を加える改正規定、第九條の十七及び第九條の二十の改正規定、同条第九條の二十の三とし、第九條の二十の次に一條を加える改正規定、第三十三條の四及び第三十三條の五の改正規定、第三十九條の十三の次に一條を加える改正規定、第三十九條の十四及び第四十條の二の改正規定、同条を第四十條の三とし、第四十條の次に一條を加える改正規定、第四十三條の十七の次に一條を加える改正規定、第四十三條の十八の改正規定、第四十四條の四の次に一條を加える改正規定、第四十四條の五の改正規定、第二章第十節中第四十五條の二の五を第四十五條の二の六とする改正規定、第四十五條の二の四の改正規定、同条を第四十五條の二の五とし、第四十五條の二の三の次に一條を加える改正規定、第四十八條の十八の次に一條を加える改正規定、第四十八條の十九の改正規定、第五十二條の二十一の次に一條を加える改正規定、第五十二條の二十二の改正規定、第五十三條の四の次に一條を加える改正規定、第五十三條の五の改正規定、第五十三條の八の次に一條を加える改正規定、第五十四條及び第五十四條の四十八の三の改正規定、同条を第五十四條の四十八の四とし、第五十四條の四十八の二の次に一條を加える改正規定、第五十四條の五十九の

第五十六條の十二の見出し中「第七百一一条の十二第七項」を「第七百一一条の十二第八項」に改め、同条中「第七百一一条の十二第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百一一条の十二第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一一条の十二第七項」を「第七百一一条の十二第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十六條の七十六から第五十六條の七十九までを次のように改める。
第五十六條の七十六から第五十六條の七十八まで 削除
第五十六條の七十九 法第七百一一条の六十一第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告書、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十六條の八十の見出し中「第七百一一条の六十一第七項」を「第七百一一条の六十一第八項」に改め、同条中「第七百一一条の六十一第七項に規定する申告書の提出期限」を「第七百一一条の六十一第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一一条の六十一第七項」を「第七百一一条の六十一第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二号中「市町村長」を「指定都市等の長」に改める。

第五十六條の八十八の二第二項中「二十万円」を「二十二万円」に改める。
第五十六條の八十九第一項中「五十三万円」を「五十三万五千円」に、「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同条第八項中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。
第五十六條の八十九の十一の次に次の一条を加える。

第五十六條の八十九の十二 法第七百二十一條第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告書、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告書、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第五十六條の九十二の次に次の一条を加える。
第五十六條の九十二の二の次に次の一条を加える。
第五十六條の九十二の三 法第七百三十三條の十八第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告書、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告書、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第五十六條の九十三の見出し中「第七百三十三條の十八第八項」を「第七百三十三條の十八第九項」に改め、同条中「第七百三十三條の十八第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百三十三條の十八第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百三十三條の十八第八項」を「第七百三十三條の十八第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五十七條の五第一項中「第二十二條の四第一項」を「第十五條の二第九項第二号」に改める。
第六十一條中「第十二條の二の十二第一項」を「第十二條の二の十二」に、「第十五條の十二」から第二十九條の八まで、第二十九條の九から第二十九條の十七まで、第二十九條の十八第一項及び第二十二條を「第十五條の十二」から第二十九條の十八まで、「第三十二條の三並びに」を「第三十二條の三、第三十二條の四及び」に改める。

第五十六條の九十二の三 法第七百三十三條の十八第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告書、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告書、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第五十六條の九十三の見出し中「第七百三十三條の十八第八項」を「第七百三十三條の十八第九項」に改め、同条中「第七百三十三條の十八第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百三十三條の十八第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百三十三條の十八第八項」を「第七百三十三條の十八第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五十七條の五第一項中「第二十二條の四第一項」を「第十五條の二第九項第二号」に改める。
第六十一條中「第十二條の二の十二第一項」を「第十二條の二の十二」に、「第十五條の十二」から第二十九條の八まで、第二十九條の九から第二十九條の十七まで、第二十九條の十八第一項及び第二十二條を「第十五條の十二」から第二十九條の十八まで、「第三十二條の三並びに」を「第三十二條の三、第三十二條の四及び」に改める。

第五十六條の九十二の三 法第七百三十三條の十八第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告書、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告書、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第五十六條の九十三の見出し中「第七百三十三條の十八第八項」を「第七百三十三條の十八第九項」に改め、同条中「第七百三十三條の十八第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百三十三條の十八第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百三十三條の十八第八項」を「第七百三十三條の十八第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五十七條の五第一項中「第二十二條の四第一項」を「第十五條の二第九項第二号」に改める。
第六十一條中「第十二條の二の十二第一項」を「第十二條の二の十二」に、「第十五條の十二」から第二十九條の八まで、第二十九條の九から第二十九條の十七まで、第二十九條の十八第一項及び第二十二條を「第十五條の十二」から第二十九條の十八まで、「第三十二條の三並びに」を「第三十二條の三、第三十二條の四及び」に改める。

附則第三條の二の二第二項ただし書中「又は第五項」これらの規定を「(法第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)若しくは第五項」に、「及び第七十二條の二十九第二項」を「並びに第七十二條の二十九第二項及び第六項」に、「又は第五項」を「若しくは第五項」に改める。

附則第四條第三項中「第二十六條の七第五項第二号」を「第二十六條の七第六項第二号」に改め、同条第六項中「三年間」の下に(法第三十三條第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年(前五年間)を加え、同条中第二十項を第二十二項とし、第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第十四項中「三年間」の下に(法第三十四條第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年(前五年間)を加え、同条第十四項を第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四條第一項第二号に規定する通算後繰越損失の金額の生じた年がその者の有する第四十八條の三第二項に規定する特別対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後繰越損失の金額は当該特別対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

17 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四條第一項第二号に規定する通算後繰越損失の金額の生じた年がその者の有する第七條の九第二項に規定する特別対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後繰越損失の金額は当該特別対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第四條の二第二項中「第六項及び第十四項」を「第七項及び第十六項」に改め、同条第五項中「三年間」の下に(法第三十三條第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年(前五年間)を加え、同条中第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「三年間」の下に(法第三十四條第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年(前五年間)を加え、同条第十四項を第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四條の二第一項第二号に規定する通算後繰越損失の金額の生じた年がその者の有する第四十八條の三第二項に規定する特別対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後繰越損失の金額は当該特別対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第四條の二中第十二項を第十三項とし、第六項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四條の二第一項第二号に規定する通算後繰越損失の金額の生じた年がその者の有する第七條の九第二項に規定する特別対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後繰越損失の金額は当該特別対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第六條の二第二項を次のように改める。

2 法附則第九條第八項に規定する政令で定める収入金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める収入金額とする。

一 法附則第九條第八項第一号に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七條第一項又は第二十七條の十二の十第一項に規定する既送供給に係る料金として同号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

二 法附則第九條第八項第二号に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七條第一項又は第二十七條の十二の十第一項に規定する既送供給に係る料金として同号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

三 法附則第九條第八項第三号に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七條第一項又は第二十七條の十二の十第一項に規定する既送供給に係る料金として同号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

参考

(抜 粋)

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百三十一号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條の二の五」を「第四十五條の二の六」に改める。
第三條の二第一号中「たよつて」を「たより」に改め、同条第三号中「第五項」を「第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第五項（法第七十二條の二第二項又は第七十二條の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。）」を加える。
第六條の七を削り、第六條の八を第六條の七とし、第六條の九を第六條の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の徴収滞りに関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第六條の九 法第十五條の第二十項の徴税吏員（以下この条において「徴税吏員」という。）は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 徴税吏員は、法第十五條の第二十項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
第六條の九の二第二項第一号中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第六項」に改める。
第六條の二十一の二中「第二十二條の四第一項」を「第十五條の二第九項第二号」に改める。
第七條の九第一号中「三年間」の下に「法第三十三條第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間。次号において同じ。」を加え、同条第二号イ中「以下この条」を「ハ」に改め、同号ロ中「以下この条」を「ニ」に改め、同条第三号中「たよつて」を「たより」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項（法第三十二條第八項又は第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第三十三條第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び次項において「特別対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生じた年がその者の有する特別対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特別対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

3 第一項（法第三十二條第九項の規定による雑損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第三十三條第四項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第七條の十三の四第三項において「特定雑損失金額」という。）以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第七條の十三の四第三項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特別対象純損失金額又は特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特別対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして第一項の規定による控除を行う。
（特定非常災害に係る純損失又は雑損失の繰越控除の特例）
第七條の十二 法第三十三條第一項各号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 固定資産（所得税法第二條第一項第十八号に規定する固定資産をいう。） 法第三十三條第一項に規定する特定非常災害（次号において「特定非常災害」という。）による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして所得税法第三十八條第一項又は第二項の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額
二 繰延資産（所得税法第二條第二号第二十号に規定する繰延資産をいう。） その繰延資産の額からその償却費として同法第五十條の規定により特定非常災害による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

2 次條の規定は、法第三十三條第五項に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次條第一項中「納税義務者の」とあるのは「納税義務者と生計を一にする」と、「する」とあるのは「する」の場合において、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第三十三條第五項の特定非常災害が発生した日の現況による。と、同条第二項中「第三十四條第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第三十三條第四項」と読み替えるものとする。

3 法第三十三條第五項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七條の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。
第七條の十三の三第一項第二号中「次條」を「次條第一項」に改め、同条第二項中「補填される」を「埋められた」に改める。

第七條の十三の四の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条に次の二項を加える。
2 その年において生じた法第三十四條第一項第一号に規定する損失の金額のうち法第三十三條第五項に規定する特定非常災害により生じた損失の金額（以下この項において「特定非常災害により生じた損失の金額」という。）と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の同号に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額は、当該特定非常災害により生じた損失の金額から順次成るものとする。